

仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領

(平成 17 年 8 月 31 日管理者決裁)

仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱(平成 7 年 7 月 18 日 管理者決裁。以下「要綱」という。)第 3 条及び第 18 条の規定に基づき、要綱の取扱要領を次のとおり定める。

(制限付き一般競争入札の対象とならない工事)

第 1 条 要綱第 3 条に規定する仙台市ガス事業管理者が別に定める工事は、単価契約に係る工事その他制限付き一般競争入札に適しない工事とする。

(様式)

第 2 条 制限付き一般競争入札に付する案件についての様式は、次のとおりとする。

- (1) 入札前資格確認用一般競争入札参加申請書〔様式第 1-1 号〕
入札後資格確認用一般競争入札参加申請書〔様式第 1-2 号〕
- (2) 類似工事の施工実績調書〔様式第 2 号〕
- (3) 配置予定の技術者に関する調書〔様式第 3 号〕
- (4) 工程計画表〔様式第 4 号〕
- (5) 施工計画書〔様式第 5 号〕
- (6) 共同企業体に係る競争入札参加資格審査申請書〔様式第 6 号〕
- (7) 入札前資格確認用一般競争入札参加資格確認通知書〔様式第 7 号〕
- (8) 入札後資格確認用一般競争入札参加資格審査結果通知書〔様式第 8 号〕
- (9) 理由説明請求に対する回答書〔様式第 9 号〕
- (10) 入札前資格確認用一般競争入札参加資格喪失等通知書〔様式第 10-1 号〕
入札後資格確認用一般競争入札参加資格喪失等通知書〔様式第 10-2 号〕
- (11) 制限付き一般競争入札用質疑応答書〔様式第 11 号〕

附 則

この要領は、平成 17 年 9 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 18 年 11 月 28 日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成 18 年 12 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 19 年 8 月 9 日改正)

(実施時期)

この改正は、平成 19 年 8 月 10 日より実施する。

附 則 (平成 20 年 1 月 25 日)

(実施期日)

1 この改正は、平成 20 年 1 月 28 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領は、平成20年1月28日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 20 年 10 月 31 日)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領は、平成 20 年 11 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 21 年 4 月 1 日)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領は、平成 21 年 4 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 27 年 4 月 24 日)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 24 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領は、平成 27 年 4 月 24 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領は、この改正の実施の日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領の規定は、この改正の実施の日以後に仙台市ガス局契約規程第 5 条の規定による一般競争入札に係る公告が行われる契約について適用し、同日前に公告が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日改正）

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 31 年 4 月 15 日改正）

（実施期日）

- 1 この改正は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。